

生田緑地ばら苑再整備に向けた植栽検討・支援実施業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

本委託は、生田緑地ばら苑の再整備にあたり、

- ・既存バラの希少性等の価値整理及び継承方針の検討
- ・継承方法（接木・移植・新規購入等）及び管理・調達方法の整理
- ・病虫害等による健全度の把握と対応方針の検討
- ・バラ以外の植物や既存樹木等を含めた植栽全体の位置付け及び市の基本的な考え方の整理
- ・上記を踏まえた、民間事業者への要求水準書作成に資する技術的与条件の整理

を行うことを目的とする。あわせて、生田緑地が有する自然環境との関係性も踏まえ、生物多様性の保全の観点から、植栽種の選定や導入の考え方、管理のあり方についても検討を行うものである。

2 主な業務概要

(1) 件名

生田緑地ばら苑再整備に向けた植栽検討・支援実施業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

川崎市多摩区長尾2丁目地内ほか

(4) 主な業務内容

- ア 継承するバラの選定
- イ 既存バラの健全度把握（病虫害等）及び対応方針の検討
- ウ バラの継承方法（接木・移植・購入等）の検討
- エ バラ継承に係る管理・調達方法の整理
- オ バラ継承に係る実施・管理支援及び協定締結支援
- カ 再整備に向けた技術的要件整理
- キ 市民意見聴取の企画・運営支援
- ク 各種会議運営補助
- ケ 検討業務報告書の作成
- コ 打合せ協議

(5) 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とします。

5,467,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 法人であること
- (2) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (4) 令和 8 年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「造園部門」に登録されていること（参加申込時点で業者登録中〔申請中含む〕であり、かつ契約時点で業者登録されることを条件に、資格要件は満たしているものとする。）
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課計画調整担当 渡仲、川原
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地（本庁舎 1 7 階）

電 話 044-200-1202（直通）

F A X 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）

5 実施手順（概要）

公募後の受託候補者選定までの実施手順（概要）は次表のとおりです。

内容	期間等
参加意向申出書提出期間	令和 8 年 5 月 13 日（水）～令和 8 年 5 月 22 日（金） ※午前 8 時 30 分～午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）
参加資格審査結果通知	令和 8 年 5 月 26 日（火）
質問受付期間	令和 8 年 5 月 27 日（水）～令和 8 年 5 月 28 日（木）午後 5 時まで
質問回答	令和 8 年 6 月 2 日（火）

企画提案書等提出期限	令和8年6月12日（金）～令和8年6月19日（金） ※午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）
審査	令和8年6月29日（月）～令和8年7月1日（水）のうち、指定の日時
受託候補者選定結果の通知	令和8年7月3日（金）（予定）

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

（1）公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載します。なお、様式についても併せて掲載します。

（2）公表開始日

令和8年5月11日（月）

7 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「3 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部ずつ提出してください。

（1）提出期間

令和8年5月13日（水）から令和8年5月22日（金）まで

（郵送の場合は令和8年5月22日（金）必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

（2）提出場所

4に同じ

（3）提出書類

参加意向申出書（様式1）

（4）その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付します。

8 質問書の受付・回答

（1）受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載し、「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付してください。

（2）受付期間

令和8年5月27日（水）から令和8年5月28日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年6月2日（火）までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答します。

9 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金）から令和8年6月19日（金）まで

（郵送の場合は令和8年6月19日（金）までに必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 提出書類（ア～オはすべて任意様式）

ア 企画提案書

20ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 見積書

エ 業務実績表

オ 会社（団体）概要書（パンフレット等）

(3) 提出部数

ア 見積書以外：PDFデータで各1部

（書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「業者名_書類名」とすること。

例：株式会社〇〇_企画提案書.pdf）

イ 見積書：原本（紙）を1部（押印あり）

(4) 提出方法

ア 見積書以外：別途指定するLogoフォームにアップロードし、送信すること。

指定Logoフォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1568243>

イ 見積書：「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

(5) 留意点

ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできません。

イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限りません。

ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、生田緑地ばら苑再整備に向けた植栽検討・支援実施業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和8年6月29日（月）から令和8年7月1日（水）のうち、指定の日時

※日時は調整の上、個別に連絡します。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡します。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ、HDMIコード以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明や質疑に対する応答はいずれかの者が行うこととする。

(3) 提案書評価項目及び評価基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおりとなります。

(4) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定いたします。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者といたします。

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和8年7月3日（金）

11 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 契約日前に「3 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とします。
- (4) 契約保証金
川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。